

「地域包括支援センター運営業務等委託」 質問と回答

No.	質問項目	質問内容	回答
1	募集要項第16 設置場所等	設置建物について、法人グループ会社所有の建物でも差し支えないか。	公正かつ中立なセンター運営を確保するため、法人事務所、法人が運営する病院や介護サービス事業所等の施設内への設置及び併設は認めていませんが、法人が所有する建物で、法人名等が来所者にわかる形で表示されていないなど、公正・中立性が担保されると判断される場合は、事前に協議の上認めることがあります（募集要項P3）。 法人グループ会社所有の建物の場合も考え方は同様で、公正・中立性が担保されるかどうかについて、個別に判断いたします。担当センター決定後にご相談ください。
2	募集要項第16 設置場所等	センターの広さについて、今後の制度改正や人員増の可能性等にも対応できる余裕のあるスペースの確保が求められているが、今後の人員体制を考える上での参考となる資料（5、10年後の小学校区別の高齢者人口推計資料」等）を提供いただくことは可能か。	5、10年後の小学校区別の高齢者人口推計資料はありません。区別の将来人口および過去の校区別登録人口については福岡市のHPに掲載されておりますのでご活用ください。
3	募集要項第16 設置場所等	看板・のぼりについて、看板の大きさや字体、材質、設置箇所や取付方法等定められたフォーマットがあるのか。	看板の字体やデザインについてはフォーマットがありますが、大きさや材質、設置箇所、取付方法については、来所者に分かりやすいよう各センターに適したものを取り付けていただきます。
4	応募書類	「資料1 定款または寄附行為等」の提出方法につきまして、 1. 定款の提出に当たり、原本証明（「原本に相違ありません」との文言に法人名、代表者名および代表者印を付すもの）は必要でしょうか。 2. 副本につきましては、原本を複写したものを7部提出するとの理解でよろしいでしょうか。その際、「副本」等の表示を付す必要がございますでしょうか。	1. 定款について、原本証明は必要ありません。 2. 募集要項P9に各書類の提出部数を明示しています。副本の提出が必要な書類については、原本を複写したものを7部ご提出ください。「副本」等の表示は必要ありません。
5	応募書類	資料5 損益計算書、賃貸対照表、キャッシュフロー計算書、財産目録（直近3年分）は、法人全体のものでいいか。直近3年分は、令和4～6年度分でもいいか。	お見込みのとおりです。

6	応募書類	資料6について、収支予算書等の提出は法人全体のものか、受託している包括のみか教えていただけますでしょうか。	法人全体のものをご提出ください。
7	応募書類	資料6 収支決算書（令和4～6年度分）、収支予算書（令和5～7年度）、資料7 事業報告書（令和4～6年度分）、事業計画書（令和5～7年度）について、法人全体のものでいいか。	お見込みのとおりです。
8	応募書類	資料8 組織図について、対象範囲の照会。どこまでの範囲の組織図が必要か。例えば、福岡市で運営している事業の組織図だけでいいか等。	応募する法人全体の組織図をご提出ください。
9	応募様式5	応募様式5 委任状について、どのような時に委任状が必要か。委任状の要否と条件（代理人定義、理事長名での権限委任範囲、第三者委託の取扱い）	契約締結権限を保有する法人の代表者が、契約締結等にかかる権限（応募様式5に記載の委任事項に係る権限）を代理人に委任する場合に必要です。
10	応募様式7～16	様式枠に収まらない場合は記載欄を拡大しページ追加するよう指示がありますが、制限等ありますか。	制限はございませんが、記載にあたっては、できる限り具体的かつ簡潔にご記載ください。
11	応募様式7～16	応募様式7～16の内容に対し資料を添付したいと考えていますが、添付してもよいのでしょうか。その場合の制限等ありますか。	説明に必要な資料のみ添付は認めますが、最低限必要なものとしてください。必要事項は応募様式へご記載ください。
12	応募様式8	応募様式8 業務の活動方針について、応募時点で受託している法人は、活動実績や現状の課題を盛り込みながら記載してよいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	応募様式10	応募様式10の記載方法について、地域包括支援センター職員の資格を複数有する者（「これに準ずる者」を含む）を配置する場合、職員数は実際に配置する予定の職種のみを計上するとの理解で相違ないでしょうか。例として、主任介護支援専門員および社会福祉士の資格を有する者を主任介護支援専門員として配置する場合、「主任介護支援専門員1名」として計上する取扱いで差し支えないでしょうか。	お見込みのとおりです。

14	応募様式 10	応募様式 10 の記載方法について、「1. 応募時点で確保している職員数」と「受託した場合の採用予定者数」の合計人数は、応募様式 13 において希望するセンターの三職種および生活支援・介護予防推進員の合計人数と一致している必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	「1. 職員」の欄については、希望しているセンター数を受託した場合を想定し、「応募時点で確保している職員数」の欄には、そのセンターに配置できる各職種の職員が現時点で何人程度いるか、「受託した場合の採用予定者数」の欄には、そのセンターを運営する上で各職種の職員を何人程度新たに採用する必要があるかについて、見込み数をご記載ください。 現時点での見込み数ですので、応募様式 13 の希望するセンターの三職種および生活支援・介護予防推進員の合計人数と必ずしも一致する必要はありません。
15	応募様式 10	応募様式 10 「現在の採用・労務管理等」における「応募時点で確保している職員数」についてですが、現状稼働している法人の職員配置人数を記載するという理解でよろしいでしょうか。なお、現在稼働している法人の職員はそのまま社会福祉法人へ移行する予定です。	現在稼働している法人の職員配置人数を記載いただいて構いません。
16	応募様式 13	担当を希望するセンターについて、担当を希望するセンターの優先順位を記載する欄があるが、2 か所の運営を希望した場合でも優先順位として複数箇所（3 か所）を希望してもよいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	その他	担当エリアで範囲が広い箇所、狭い箇所とあるが狭ければ自転車での移動が可能であるが、広いと自動車は通常となり、そこへの補助金の金額を考慮されているのか知りたい。	車両リース料、センター用駐車場賃貸料、燃料費については、圏域の特性に応じて積算しております。
18	その他	支所の人員配置はセンターと同等の人数と考えてよいのか知りたい。	支所を設置する「東第 1 センター」及び「西第 5 センター」の三職種配置職員数（別紙 2 に掲載）は、支所の人員も含めた配置数です。支所固有の人員配置はありません。
19	その他	支援員の具体的な業務内容を知りたい。支援員＝介護予防プランナーとなるのか知りたい。	支援員は、相談対応等を行うにあたり応援を必要とするセンターに助言や支援を行う経験豊富な職員で、配置については各法人の任意としております。 介護予防プランナーは、第 1 号介護予防支援事業業務及び指定介護予防支援業務を実施するために配置する職員であり、支援員とは異なります。

20	その他	プラン作成、記録等を作成する介護ソフトのようなツールの支給はあるのか、支給がなくとも推奨されるソフトなどがあるのか知りたい。	包括的支援事業にかかる業務については、市が提供するシステム（相談対応・支援や権利擁護、活動等について記録するシステム）を使用させていただきます。 第1号介護予防支援事業業務や指定介護予防支援業務における介護予防サービス計画の作成等については、市からのツールの支給や推奨ソフトはありません。
21	その他	介護予防プランナーの資格要件を知りたい。	「保健師、介護支援専門員、社会福祉士、経験ある看護師又は高齢保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事であり、介護予防支援業務に関する必要な知識及び経験を有する者」です。
22	その他	介護予防プランナーの平均的な人員数、常勤換算数を知りたい。	介護予防プランナーは、現在は圏域の状況（高齢者数やプラン件数）に応じて、1センターあたり2～7名が配置されております。常勤換算数については把握しておりません。
23	その他	現在のセンターがある場所の家賃契約など継続は可能なのか知りたい。	センターの設置場所の契約等については、市は関与いたしません。 ただし、受託法人が変更となった場合、令和9年3月31日までは現法人が、令和9年4月1日からは新法人が円滑に業務を実施する必要があります。業務に支障がないようにしていただく必要があります。
24	その他	希望する担当圏域の収支報告書など教えてもらうことは可能か知りたい。	担当圏域ごとの収支報告書については回答できません。